

福祉のひろば

ご利用ください

生活困窮者 自立相談窓口

経済的に困窮の方を対象に、支援員が相談者と共に必要な支援を考え、支援プランを作成するほか、家計管理や債務整理に関する相談支援も行っています。

また、離職等により住居を失うおそれのある方等には、就職に向けた活動を行うことなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

■相談窓口 自立相談サポートセンター (社会福祉協議会内) ☎042-386-0295 問 地域福祉課生活福祉係 ☎042-387-9840

生活にお困りのひまわり 生活保護制度

病気やけが、やまごまな障がい等のために生活に困っている人に、生活保護法に基づき最低生活の保障と、自分の力または他の方法で再び生活できるようにするまでの間、自立の手助けをします。

生活保護は、その世帯の収入が国で定める最低生活費を下回る場合に、その不足分を保証する制度です。

働いて得た給料、年金、各種手当、仕送りなどを合計してもなお、最低生活費に満たない場合、その不足分が保護

費として支給されます。一人で思い悩むより、早めにご相談ください。 問 地域福祉課生活福祉係 ☎042-387-9840

共同募金運動のお礼

社会福祉協議会では、赤い羽根共同募金運動(令和元年10月)および歳末たすけあい運動(同年12月)を実施いたしました。

市民の皆さんのご協力により、赤い羽根共同募金運動に192万円、歳末たすけあい運動に47万円の募金が寄せられました。ご協力ありがとうございました。

赤い羽根共同募金は、地域の社会福祉施設のために、歳末たすけあい募金は、在宅要介護者世帯見舞品、在宅障害者成人祝品、また年間を通じて地域福祉活動費として活用させていただきます。 問 社会福祉協議会 ☎042-386-0294



身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方へ ガソリン代を助成

身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方が生活のために使用する、自動車のガソリン代の一部を助成しています。すでに助成の決定を受けた方は、請求書(2月末ごろに発送)を提出してください。

対自動車税または軽自動車税が減免されている方で、障がいのある方(※)が自ら運転するか、生計を同じくする方が障がいのある方のために運転する場合※個別等級で体幹または下肢障がい1〜3級、視覚障がい1・2級、内部障がい1級、愛の手帳1・2度の方

■助成額▽ガソリン1リットルにつき75円、1か月40リットルまで▽軽油1リットルにつき40円、1か月75リットルまで ■振込日3月31日(火) ※金融機関によっては2・3日遅れることがあります ■申3月10日までに、請求書に令和元年9月〜2年2月分のガソリン等の使用量が記入されている領収書を添えて、直接、自立生活支援課相談支援係(市役所第二庁舎2階)☎042-387-9841 FAX 042-384-2524へ

身体障害者手帳をお持ちの方へ レザークラフトと 絵画の教養講座 専門の講師による技術指導で、創作的活動としての教養講座を行います。 時間 4月〜令和3年3月▼レザークラフト(革細工) 毎週火曜日午後1時〜3時▼絵画(水彩・絵手紙など) 毎週金曜日午後1時〜3時 所 障害者福祉センター 対市内在住の身体障害者手帳をお持ちの方定各10人(多数抽選) 他 材料費は実費申3月13日までの午前9時〜午後5時(日曜日を除く)に、直接、同センター☎042-381-8411へ ※直接お越しになることが困難な方は、ご連絡ください

ハンディキャップ サービスのご案内



図書館本館では、視覚等、図書館利用に不自由がある市内在住の方への読書支援として、下記のサービスを行っています。ご利用には、事前の登録が必要です。詳しくは、図書館本館までご相談ください。 点字本・録音図書の貸し出し、対面朗読、配本サービス(来館困難な方のみ) 問 図書館本館 ☎042-383-1138

高齢者の各種制度

自立支援・日常生活用具の給付

①腰掛便座、入浴補助用具、手すり、スロープ(基準額は年10万円まで) ②シールカー(基準額1万5千円)、一本つえ(基準額4千300円)を給付します。

要介護認定で①は「非該当」、②は「要支援または要介護」と認定された高齢者で、用具の給付が必要と認められる虚弱な方 助成基準額の10%(市民税非課税世帯は3%)。助成限度額を超える部分は、利用者負担となります

負担となります

自立支援住宅改修の助成

①住宅改修予防給付手すりの取り付け、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等 ②住宅設備改修給付浴槽、流し、洗面台の取り替え、便器の洋式化等 要介護認定で①は「非該当」、②は「非該当」、要支援または要介護」と認定された高齢者で、身体的理由で住宅改修が必要と認められる虚弱な方 助成限度額の10%、20%、30%(市民税非課税世帯は3%) ※助成限度額(①1千円)を超える部分は、利用者負担となります

共通

申要事前申込 問 介護福祉課 高齢福祉係 ☎042-387-9843

高齢者いきいき活動講座

【笑いと健康】 脳トレ!筋トレ!脂肪トレ!

4月1日〜22日の毎週水曜日午後2時〜4時(全4回) 講中村真奈子さん(健康運動指導士) 初めてのオカリナ

4月7日〜5月19日の火曜日午後2時〜4時(全6回。5日は除く) 講 伊藤博子さん(オカリナ講師) 他 アルトC管を使用。お持ち

でない方は陶器製を無料レンタル後3千円で購入可

所 社会福祉協議会 問 おおむね60歳以上の市内在住の方定20人(多数抽選) 申3月10日(必着)までに、往復はがきに住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号を明記し、社会福祉協議会「笑いと健康係」または「オカリナ係」☎042-387-9841へ

高齢者等の見守りに関する協定を新たに8団体と締結

民間事業者等が日常業務の中で、高齢者等に異変を感じた際に、市や地域包括支援センター等に連絡することにより、見守りのネットワークを強化する協定です。今年度は8団体にご賛同いただき、2月7日に協定締結式を行いました。



協定参加団体	
三井住友信託銀行株式会社	小金井支店
アロマルーム	ヴィレッジ
医療法人社団公輝会	小金井メディカルクリニック
NPO法人	泰山木
株式会社	七草(至福弁小金井店)
つくば観光交通株式会社	福祉部
小金井浴場組合	
NPO法人	配食サービスはあと・ぽっと

今後も本協定を通し、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。

問 介護福祉課高齢福祉係 ☎042-387-9843